オ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えているものが提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

カ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えたものが提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　平成10年９月１日現在の在学証明書

なお、４の受験資格の⑴から⑶まで、⑸及び⑺に該当する者で、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の受験資格の⑷に該当する者で卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を平成26年３月14日（金曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに上記の書類が提出されないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成25年11月18日（月曜日）から同年12月６日（金曜日）までの間に公益財団法人医療研修推進財団へ提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午前12時、午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、平成25年12月６日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、34,000円とし、受験手数料の額を公益財団法人医療研修推進財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成26年１月29日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成26年３月27日（木曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示し、公益財団法人医療研修推進財団のホームページにおいてもその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　その他　身体、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成25年10月31日（木曜日）までに公益財団法人医療研修推進財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人医療研修推進財団　東京都港区虎ノ門１丁目22番14号　ミツヤ虎ノ門ビル４階　郵便番号105―0001　電話番号03（3501）6515

言語聴覚士試験委員の公告

第16回言語聴覚士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成25年９月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

試験委員長　森　浩一

副委員長　深浦　順一

委員

東江　浩美	朝戸　裕貴	石毛美代子
石津希代子	市村　恵一	今井　智子
内田　信也	内山千鶴子	大森　孝一
岡部　卓	粕谷　英樹	亀谷　秀樹
亀山洋一郎	鎌原　雅彦	北　義子
北川　泰久	榊原　洋一	佐竹　恒夫
白勢　彩子	菅原　利夫	杉内　智子
鈴木　匡子	瀬戸　淳子	副島　昭夫
泰地　秀信	高橋　伸佳	田山　二朗
津崎　実	中川　尚志	西川　隆
長谷川賢一	原　由紀	兵頭　政光
平澤　恭子	廣田　栄子	藤崎　春代
藤谷　順子	藤原加奈江	藤原　俊之
堀口　利之	森　悦朗	森田　悦史
森本　幸子	山田　弘幸	吉内　一浩
吉畑　博代		

第37回救急救命士国家試験の施行

救急救命士法（平成３年法律第36号。以下「法」という。）第31条の規定により第37回救急救命士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第37条第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人日本救急医療財団が行う。

平成25年９月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日　平成26年３月９日（日曜日）

２　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県

３　試験科目

⑴　基礎医学（社会保障・社会福祉、患者搬送を含む。）

⑵　臨床救急医学総論

⑶　臨床救急医学各論㈠（臓器器官別臨床医学をいう。）

⑷　臨床救急医学各論㈡（病態別臨床医学をいう。）

⑸　臨床救急医学各論㈢（特殊病態別臨床医学をいう。）

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、２年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成26年３月20日（木曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成３年厚生省令第44号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、１年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成26年３月20日（木曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、看護学概論、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学及び放射線医学のうち13科目である。

⑶　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者（平成26年３月20日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、公衆衛生学、解剖学、生理学、薬理学、病理学、生化学、微生物学、内科学、外科学、小児科学、産婦人科学、整形外科学、脳外科学、精神医学、放射線医学及び臨床実習である。

⑷　消防法（昭和23年法律第186号）第２条第９項に規定する救急業務（以下「救急業務」という。）に関する講習で規則第14条に規定するものの課程を修了し、及び５年（救急活動を行った時間が2,000時間に至った場合においては、それまでの間に救急業務に従事した期間）以上救急業務に従事した者（学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができるもの（この規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に限る。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、１年（当該学校又は救急救命士養成所のうち規則第16条に規定するものにあっては、６月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成26年３月20日（木曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑷までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　法の施行の際（平成３年８月15日）現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法の施行後に終えた者で、厚生労働大臣が⑴から⑸までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの